

# 子育て世帯移住支援補助金の対象者の要件

次の①の全て及び②または③のいずれかに該当する方が対象となります。

## ①共通 次の全てに該当する方

- 1. 長与町に転入した日（以下「転入日」という。）の前日まで連続して1年以上長崎県外に居住していた。
- 2. 転入日の前日において子育て世帯であった。
- 3. 補助対象者及び中学生以下の世帯員が、令和2年4月1日以降に長与町に転入した。
- 4. 転入日から子育て世帯移住補助金（以下「補助金」という。）の交付申請日までの間に、子育て世帯に属している。
- 5. 申請時において、長与町に転入した日から3ヶ月以上1年以内である。
- 6. 長与町に補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。  
⇒ 5年以内に転出した場合、補助金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。
- 7. 移住者及び世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
- 8. 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している。
- 9. 移住者及びその同一世帯の世帯員がいずれも、本町の町税を滞納していないこと。
- 10. 長与町移住支援金（東京圏から移住された方向けの支援金）の交付を受ける意思がない者又は受けていない者。

## ②就業の場合 次の全てに該当する方

- 1. 勤務地が長崎県内に所在する。
- 2. 就業先が、長崎県内に事業所を有する個人事業者または法人である。
- 3. 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の交付申請日において、就業先に連続して3か月以上在職し、かつ、補助金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。
- 4. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

## ③創業の場合

- 1. 長崎県内で個人事業の開業又は法人の設立を行っている。

申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

お問合せ **長崎県 長与町 政策企画課**

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1  
TEL 095-801-5661 FAX 095-883-1464  
E-mail kikaku@nagayo.jp

長与町

検索

長与町  
移住応援  
BOOK

